

第 8 5 号議案

府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成４年１２月府中市条例第３２号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（事業者の資源活用等） 第８条 省 略 ２ 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（<u>資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第４項</u>に規定する物をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。 ３～４ 省 略 （府中市廃棄物減量等推進審議会の設置） 第１０条 <u>法第５条の７</u>の規定に基づき、廃棄物の減量及び再生利用等の総合的かつ円滑な推進を図るため、市長の附属機関として、府中市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。 ２～５ 省 略 （多量の一般廃棄物）	（事業者の資源活用等） 第８条 省 略 ２ 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（<u>再生資源の利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第１項</u>に規定する物をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。 ３～４ 省 略 （府中市廃棄物減量等推進審議会の設置） 第１０条 <u>法第５条の２</u>の規定に基づき、廃棄物の減量及び再生利用等の総合的かつ円滑な推進を図るため、市長の附属機関として、府中市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置することができる。 ２～５ 省 略 （多量の一般廃棄物）

第19条 法第6条の2第7項の規定により占有者に対し市長が指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(2) 省 略 2 省 略	第19条 法第6条の2第5項の規定により占有者に対し市長が指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(2) 省 略 2 省 略
--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。